平成２５年（フ）第６１５号
福岡市西区福重２丁目６番25号
債務者　川崎美津子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２２号
福岡市中央区今泉２丁目１番70―805号
債務者　梶原　　歩
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４３号
福岡市城南区金山団地48番204号
債務者　山口　幸三
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５７号
福岡県糸島市前原中央３丁目19番20―208号
債務者　隅蔵　　徹
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０８号
福岡県糟屋郡宇美町桜原２丁目17番２号
債務者　江頭　綾子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２４号
福岡市西区泉３丁目14番10号
債務者　川上　和美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３４号
福岡県宗像市徳重１丁目８番14号レジデンシャル福教大201号
債務者　木村　史朗（旧姓伊上）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７５５号
福岡市東区香椎駅東１丁目36番18―201号
債務者　柴田　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７５６号
福岡市東区香椎駅東１丁目36番18―201号
債務者　柴田千恵子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７５７号
福岡市早良区野芥４丁目31番７―503号
債務者　澤谷　繁喜
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７５８号
福岡市早良区野芥４丁目31番７―503号
債務者　李　　恩姫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６３号
福岡市東区青葉３丁目41番３号
債務者　山川　春菜（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７７号
福岡県筑紫野市杉塚１丁目８番20―202号
債務者　高石貫太郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７８号
福岡市博多区板付７丁目８番52―202号
債務者　梶原　邦弘
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８３号
福岡市早良区干隈３丁目11番14号
債務者　中村フタヱ
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９２号
福岡市東区八田２丁目23番１―503号
債務者　萩尾　太一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９７号
福岡県糟屋郡志免町東公園台１丁目６番20号
直塚貸家２号
債務者　佐々木勉博
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９８号
福岡県宗像市栄町12番地６ブルーム・ウィステ703号
債務者　鍋倉　一郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部